

申告書提出番号※

変更申告書(正)

通し番号(01、02・・・)を記載して下さい。

検査の2週間前迄に建設評価員へ正副2部提出して下さい。

申告日※平成 19年 2月 1日

変更申告者(施工管理者・設計監理者など)が記入して下さい

受付番号※	00-07-0000	変更申告者※			
工事名称※	〇〇マンション	会社名	〇〇建設株式会社	電話	03-1234-5678
建設地住所※	東京都港区〇〇	氏名	〇〇 △△	FAX	03-1234-5679

施工管理者・設計監理者記入欄							評価員記入欄			ハウス プラス 検取欄							
申告 番号 ※	性能表 示項目 ※	変更項目※	変更内容報告欄※				添付図書※	申請者 の 確認	設計 者の 確認	建築確認		審査		判定		判定	
			原設計内容※	等級	変更設計内容※	等級				軽微	変更	済	未	軽微	変更	軽微	変更
1	構造	場所打ち杭	設計図	1	杭施工による位置変更	1	杭打ち施工報告	済	済	●							
		場所打ち杭	杭径100cm	1	杭径120cm	1	構造計算書	済	済		●						
2	火災	自動火災報知設備	共同住宅用自火報	4	住戸用自火報	3	火災報知設備図	済	済								
3	高齢者	廊下幅	幅980mm	3	幅950mm	3	平面図	済	済								
			101,201,301,401,501														
4	光・視	建具寸法	AW-1 H=1.3m	-	AW-1 H=1.4m	-	算定表、建具表	済	済								
			AW-3 H=1.3m	-	AW-3 H=1.4m	-		済	済								

建築確認申請において、既に手続き済みの項目(構造関係に限る)に(●表示)をして下さい。

申請者(デベロッパー等)と設計監理者に変更の確認を行って下さい。

変更設計申請が必要な場合は、申告番号が記載されますのでご注意下さい。

建設評価員・構造審査者が変更内容確認後、署名・押印して副を建設担当者へ返却いたします。

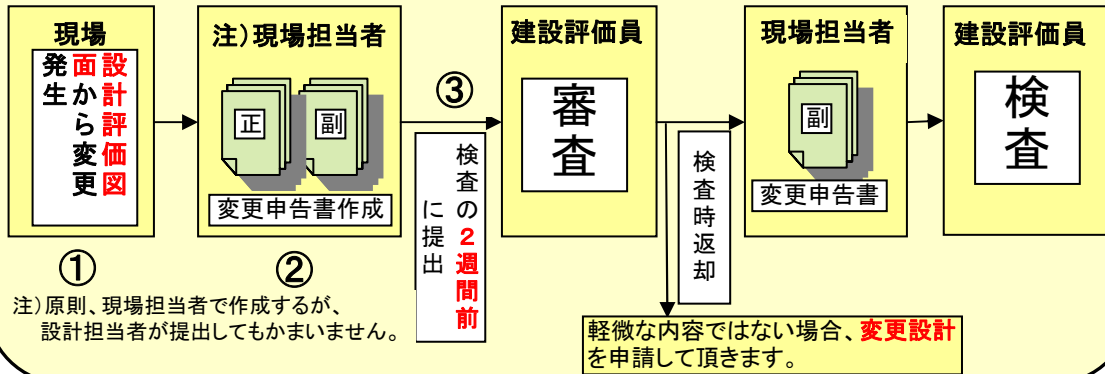
通し番号(1、2・・・)を記載して下さい。

- [注意事項]
- この様式は、施工状況報告書の「変更等の内容」欄に記載しきれない内容などを記すのに用いて下さい。
 - 「性能表示項目欄」には、変更のあった性能表示事項などを記入して下さい。
 - 「変更項目」欄には、変更のあった施工状況報告書の検査項目などを記入して下さい。
 - 「変更内容報告欄」には、変更の内容を具体的に記載して下さい。
 - 「変更申告書」は原則検査の2週間前迄に(正)(副)2部を建設評価員にご提出下さい。

ハウス プラス 審査 判定	<input type="checkbox"/> 全ての項目について、軽微な変更となりましたので、変更設計住宅性能評価申請は不要です。
	<input type="checkbox"/> 申告番号 _____ について変更設計住宅性能評価申請を改めて行う必要があります。

審査済	
ハウスプラス住宅保証株式会社	
建設評価員	構造審査者

変更申告書フロー

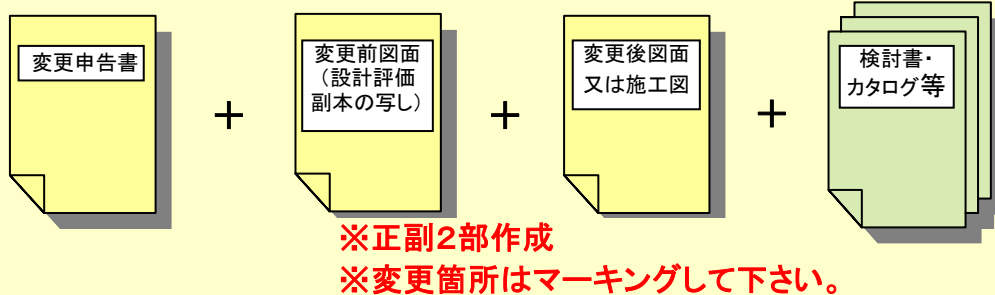


①変更申告書について

建設住宅性能評価とは、設計住宅性能評価を取得した住宅が建設段階において設計住宅性能評価の内容通り施工されているか否かを確認するものです。
設計評価書交付時の図面から現場で変更が生じた場合には変更申告書の提出が必要となります。
 原則、施工状況報告書の変更有無欄にチェックが入るものは必要となります。それ以外の変更において性能評価に関連するか不明なものにおいては、建設評価員又はハウスプラスへご相談下さい。

②変更申告書作成

変更申告書(記入例参照)を表紙につけ、変更前・変更後の図面(変更後の図面を作成されない場合は施工図レベルで可)・変更内容を確認する為に必要となる書類(構造検討書、圧損計算書、断熱材カタログ等)を添付して頂き、正副2部作成して下さい。



③変更申告書提出時期

原則、検査の2週間前には建設評価員へご提出下さい。
 建設評価員が変更内容を事前に審査させて頂き、変更申告書の内容通り現場が施工されているか確認いたします。
 尚、変更内容の審査に時間を要さない軽微な変更においては、検査当日にご用意頂き建設評価員に提出して下さい。変更の程度により2週間以上の審査時間を頂く場合もあります。